「町長への手紙」の使い方

・町長への手紙は、切手不要の便せん（封筒）になっています。
・用紙をキリトリ線で切り離し、「のりしろ」の部分にのりを付け、記入いただいたご意見が内側になるよう二つに折って貼り合わせてください。切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。
・この便せんは、令和４年３月31日（木）まで使用できます。

ご回答できない事例

ご意見の内容などが、次に該当する場合は、回答できないことがあります。

●内容、趣旨が不明なもの
●特定の個人や団体をひぼう中傷するもの
●営利を目的としていることが明らかなもの
●公序良俗に反するもの
●架空名義や第三者へのなりすましと判明したもの
●町が担当する事務でないもの
●その他、町が不適当と認めたもの

キリトリ

のりしろ

題　名
----------この線に沿って内側に折り畳んでください。----------
〒 ご住所	性　別 年　齢
(ふりがな) お　名　前	電話番号 (日中連絡のとれる)
本意見の回答を　□ 希望する　□ 希望しない	※回答を希望する場合、ご住所、お名前、電話番号を必ずご記載ください。

町全体の課題として共有していくため、町公式ホームページなどで公開することを □ 承諾する □ 承諾しない
※チェックがない場合は、承諾しないものとして扱います。

のりしろ

のりしろ

消費生活相談だより

クーリング・オフってなに？

一旦成立した契約は、通常、一方的に解除することはできません。

しかし、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち性の高い取引では、冷静に判断できないまま契約してしまうことがあります。また、マルチ商法などの複雑な取引は、仕組みを理解できないまま契約をしてしまうことも起こりがちです。

そこで、消費者が頭を冷やして考えることができるよう、特定商取引法では、契約後一定の期間内であれば、無条件で契約が解除できる制度を設けています。これがクーリング・オフ制度です。

▼クーリング・オフの手続き方法

クーリング・オフは必ずハガキなどの書面で行う必要があります。

【ポイント】

◎契約した事業者の代表者あてに通知を送りましょう。
◎クレジット契約をしている場合は、信販会社にも通知を送りましょう。
◎ハガキの両面をコピーして控えを保管しましょう。
◎書いたハガキは郵便局の窓口で「特定記録郵便」または「簡易書留」の記録に残る方法で送付し、受領証を保管しましょう。

▼クーリング・オフができないとき

・自分で店舗に出向いて契約した場合
・通信販売で購入した場合
・現金取引で総額３千円未満の場合
・化粧品や健康食品などの消耗品を使用または消費した場合
・路上勧誘をきっかけに行われる飲食店、マッサージ等に関するサービス
・自動車および自動車リース　など

〈参考：（独）国民生活センター、消費者庁のホームページ〉

▼問い合わせ先

①まち未来創造課　消費生活相談窓口
毎週火曜日　午前10時～午後５時
☎68・2211（内線246）
②茨城県消費生活センター
平日と日曜日（日曜日は電話のみ）
午前９時～午後５時　☎029・225・6445
③国民生活センター（消費者ホットライン）
土・日曜日、祝日　午前９時～午後４時　☎188（いやや！）
※近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより

総額表示（税込価格の表示）が義務化されました！

令和３年４月１日より、消費者が商品やサービスを選択・購入をする際、支払金額が一目で分かり、価格の比較が容易にできるよう、値札などに税込価格を表示する「総額表示」が義務化されました。

◎事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
◎店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。
◎税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

詳しくはこちらから▼
「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」
財務省ＨＰ

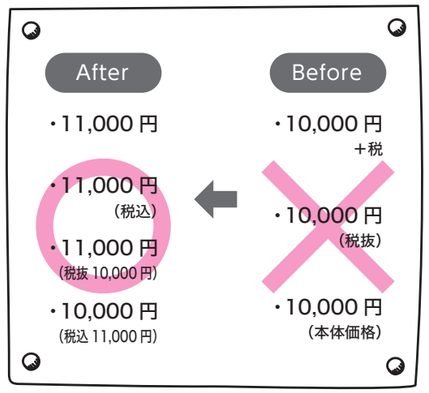

社会保険手続きは「電子申請」でカンタンに！

日本年金機構への社会保険の各種手続きは、インターネットを利用した電子申請が便利です。

※２０２０年４月から、特定の事業所について電子申請の義務化が始まっています。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

【電子申請のメリット】

・自宅や職場から手続きができる
・24時間３６５日いつでも申請可能
・紙や電子媒体による申請よりも早く処理が行われる
・移動時間の節約、交通費、郵送費などの削減　など

▼問い合わせ先　ねんきん加入者ダイヤル　☎０５７０・００７・１２３

詳しくはこちらから▼
「電子申請（申請・届出などの手続き案内）」厚生労働省ＨＰ

会員の皆さまへ

令和３年度（第57回）利根町商工会通常総会を５月下旬に開催いたします。会員の皆さまの積極的な参加をお願いします。

▼問い合わせ先　利根町商工会　☎68・7417